

企画書審査基準

企画書は、次に掲げる事項により審査・提案する。

また、選定された企画書の提出者を、契約の相手方とする。

1 選定に関する基本的な考え方

当該業務は、日本遺産の魅力を周知するとともに、峡東地域への誘客及び周遊を促進するため、日本遺産の構成文化財をはじめ、地域のワイナリー等を歩いて回ることができる日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」周遊ガイドマップ（日本語版、外国語版）を制作するものである。

以上を踏まえ、次の項目及び視点について審査する。

(1) 企画能力

- ・周遊ルート及び周遊ガイドマップの全体的なコンセプト
- ・業務の趣旨を理解し、仕様書の内容を踏まえた提案となっているか 等

(2) 編集デザイン能力

- ・周遊ルートについて、利用のしやすさ、利用者の興味関心
- ・ガイドマップについて、デザイン、構成、使いやすさ 等

(3) 創意工夫

- ・周遊ルートの魅力を分かりやすく伝えているか
- ・利用者の興味関心を引き出しているか
- ・独自性・独創性はあるか 等

(4) 実施体制及びスケジュール

- ・本業務全体を通じた実施体制は適切であるか
- ・本業務の実施にあたり、具体的なスケジュールが示されているか。また、スケジュールは適切なものか 等

(5) 経費

- ・業務内容に見合った適切な経費であるか
- ・業務の効率的な運用による経費削減を図っているか 等

2 選定方法

(1) 各審査委員が、企画提案ごとに、1の各項目について1点から5点までの5段階評価を附す。

(2) 各審査委員による審査の合計点が最も高い企画書を採用する。

(3) 合計点の最も高い企画書が複数ある場合には、そのうちから審査委員長が選定する。